

指名停止措置業者一覧表（令和8年2月2日現在）

業者名	住所	期間	備考
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	R7. 12. 24 ~ R8. 3. 23	同社は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条(不法な取引制限の禁止)に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日に公正取引委員会から公表された。 課徴金減免制度の適用を受けたことから、入札参加資格停止措置の期間を1/2に短縮する。
株式会社トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町1丁目13番3号	R8. 2. 2 ~ R8. 5. 1	同社は、地方公共団体等が発注する跨線橋点検業務において、遅くとも令和3年2月19日以降、独占禁止法に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 なお、課徴金減免制度の適用を受けたことから、入札参加資格停止措置の期間を2分の1に短縮する。